

## 令和5年第3回八頭町議会定例会 発議提案理由

### ◎発議第1号

トスクの閉店に伴う買い物支援施策を求める意見書の提出について

2月8日、8月末を目途にトスク各店を閉鎖するという内容の新聞報道から1か月が経過しようとしている今現在、問題解決に向けた動きは伝わってきません。

本町では、船岡・丹比両地域で長年営業された2店舗が閉店するにあたり、地域住民の食を担っている買い物拠点施設がなくなる事で、多くの方々が不安に感じております。

この両地域は町の中心から離れており、交通手段を持たない高齢者の方も多く、公共交通を利用して店舗のある町の中心部に買い物に出掛けるのは困難な方もおられます。

八頭町と鳥取県は協議を密にして、買い物が困難な状況を改善し、町民の方々が安心して生活できるよう早急に具体的な買い物支援対策を講じていただくよう八頭町議会は求めるものであり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。一日も早い問題解決に向けての対策が講じられることを求めます。

### ◎発議第2号

八頭町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の執行機関に適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は適用対象外とされました。

このことから、新たに町議会独自の個人情報保護条例を整備する必要性が生じたため、「八頭町議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しようとするものです。

### ◎発議第3号

八頭町議会規則の一部改正について

令和3年6月8日に設置されました議会改革推進調査特別委員会で、協議する内容を委員から意見を出していただきました。

検討事項の中に、「八頭町例規の議会関連例規の見直し」が出されました。それを受け、見直しを行う内部小委員会が開催され、その後、全体の委員会で協議を重ねてまいりました。

見直しの結果、現状の議会規則103条では、携帯電話の議場への持ち込みは議長の許可を得れば持ち込むことは可能ですが、実情を鑑み、さらに、災害時の緊急連絡や速やかな情報収集の手段として携帯電話の議場への持ち込みを認めるものです。ただし、緊急時意外の使用は認めないことといたします。

### ◎発議第4号

八頭町議会基本条例の一部改正について

発議第3号と同じく、議会改革推進調査特別委員会の検討事項、八頭町例規の議会

関連例規の見直しをまず内部小委員会で検討し、全体の委員会で協議を重ねてまいりました。見直しの結果、議会活動の原則に、議会活動のPDCAサイクル、企画立案、実施、評価、改善をまわすために、議会活動の実行目標、行程、期間等を定めた実行計画を策定し公開することを追加いたしました。

また、議事録の公開の場に現状も実施している庁舎を追加し、町長等の議会における質疑、質問に対する答弁について、議会規則の規定と合わせるようにいたしました。議会基本条例は第29条に検証と見直しの項があり、検証を行うことでより磨かれた条例にしていく必要があると考えます。

#### ◎発議第5号

八頭町議会議員政治倫理条例の一部改正について

発議第3、4号と同じく、議会改革推進調査特別委員会の検討事項、八頭町例規の議会関連例規の見直しをまず内部小委員会で検討し全体の委員会で協議を重ねてまいりました。

見直しの結果、第7条の審査会の委員に有識者を加え、審査会の会議は原則非公開とし、委員定数の3分の2以上の同意があれば公開するものと変更いたしました。

議会の会議は原則公開となっていますが、政治倫理審査会で扱う案件は議員でない、個人の方に影響が及ぶ場合があります。最初に公開では、その後、非公開となったとしても、個人情報を守られるのかという不安があります。結果、最初は非公開とし、その後、委員の同意を図って公開としたほうがよいという考えにいたりしました。

政治倫理条例は議員の政治倫理の向上を図り町民に信頼される基盤をつくる目的のために作られた条例です。

社会は日々変化しています。その時代にあった条例に真摯に協議し改正にいたりしました。

#### ◎発議第6号

学校給食の無償化を国に求める意見書の提出について

貧困と格差が広がる中、コロナ禍と物価高が子育て家庭の家計を直撃している。

日本の将来にとって、子どもを産み育てる環境を整備し、人口減少対策を講じて、義務教育の期間に係る負担を軽減しなければならないことは喫緊の課題である。

こうした中、全国で何らかの食材費の補助をしている自治体が広がり、鳥取県においても若桜町、智頭町、大山町、日野町、江府町で完全無償化が始まった。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にも関わらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきている。地域を理解する事や食文化の継承、自然の恵みなどを理解するうえで、食は重要な教材である。学校給食は食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられている。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められている。

子どもたちの健全な食生活の確立のため食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、また健やかな発達を保证するためにも義務教育における学校給食費の無償化が強く求められている。

よって、国においては学校給食費の無償化を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

◎発議第7号

保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出について

2022年の出生数は約77万人で、統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人台を割り、過去最少の水準となりました。背景のひとつに、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、子どもの権利を守る制度の不備など、乳幼児期の保育環境や制度の問題があげられています。

日本の保育所の職員配置の最低基準は、戦後からほとんど変わっておらず、1、2歳児は半世紀以上、4、5歳児は1948年に基準が定められてから一度も見直されていません。世界的に見ても低い基準は厳しい労働条件に直結し、子どもが亡くなる痛ましい事故や、保育士による事件の遠因になっているという指摘もあります。

4月に発足するこども家庭庁の予算に、4、5歳児の配置を30対1から25対1にするための補助が盛り込まれましたが、対象となる施設は、定員121人以上で、保育士の平均勤続年数12年以上が条件で、当てはまる施設は全保育所のわずか4%しかありません。

岸田首相は年頭の会見で「異次元の少子化対策」を実現させると宣言し、子ども・子育て予算の倍増を目指すとしています。しかし、2023年度のこども家庭庁の予算は4兆8104億円で、22年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて2.6%の増額にとどまっています。

劣悪な保育士配置の最低基準を引き上げるためにも、保育予算の大幅な増額が必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 保育士配置基準の引き上げを行うこと。
- 2 保育予算を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。